

北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱新旧対照表

新	旧
(暴力団員等の排除) 第37条 指定予防給付型通所サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1)～(6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>拘禁刑</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。	(暴力団員等の排除) 第37条 指定予防給付型通所サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1)～(6) 略 (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより<u>懲役</u>又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。